

東京湾北部浅海漁場再生事業連絡協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、東京湾北部浅海漁場再生事業連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、豊かな漁場としての東京湾北部浅海域の再生を目指して、漁業者、地元市及び県が協力して取り組む漁場再生事業の計画的かつ効率的な推進に資することを目的とし、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく法律又は条例により設置される「付属機関」の性質は有しない。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 漁場再生事業に係る毎年度の実施計画に関すること。
- 二 漁場再生事業を円滑に実施するための連絡調整に関すること。
- 三 その他漁場再生事業の推進に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 市川市及び船橋市の各漁業協同組合の代表理事組合長（2名）
- 二 千葉県漁業協同組合連合会の常勤理事（1名）
- 三 市川市及び船橋市の水産主務課長（2名）
- 四 県農林水産部水産局漁業資源課長（1名）
- 五 県農林水産部水産局水産課長（1名）
- 六 県水産総合研究センター東京湾漁業研究所長（1名）

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員が出席できない場合は、代理者の出席を認めるものとする。
- 4 会長は、必要に応じて海洋・漁業の専門家を会議に招聘し、助言を受けることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、県農林水産部水産局漁業資源課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

附則 この規約は、平成23年5月16日から施行する。

平成25年9月10日一部改正。

平成29年3月17日一部改正。

平成31年3月22日一部改正。